

「地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（地方公共団体の長が発行する住宅耐震改修証明書）について」新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>1 減額措置の概要</p> <p>昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対して、平成25年1月1日から令和4年3月31日までの間に5の要件を満たす耐震改修を実施した場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の2分の1を減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）するものです。</p> <p>この減額措置は、耐震改修が完了した日から3か月以内に、市町村等に対して、住宅耐震改修証明書、増改築等工事証明書又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」といい、耐震改修が行われた後に交付を受け、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。）を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。</p> <p>なお、当該住宅が当該耐震改修の完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第7条第2号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。）であった場合には、2年度分税額の2分の1が減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）されます。</p>	<p>1 減額措置の概要</p> <p>昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対して、平成25年1月1日から平成32年3月31日までの間に5の要件を満たす耐震改修を実施した場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の2分の1を減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）するものです。</p> <p>この減額措置は、耐震改修が完了した日から3か月以内に、市町村等に対して、住宅耐震改修証明書、増改築等工事証明書又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」といい、耐震改修が行われた後に交付を受け、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。）を添付して申告がされた場合に限り、適用するものとされています。</p> <p>なお、当該住宅が当該耐震改修の完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第7条第2号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。）であった場合には、2年度分税額の2分の1が減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る。）されます。</p>